

第54回

弁護士からみた
環境問題の深層

渡邊 敦子

渡邊綜合法律事務所 弁護士／
日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員資源の有効な利用の促進に関する
法律の一部改正法の概要

「資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が、2025（令和7）年5月28日の通常国会において可決成立した。施行期日は、一部規定を除き2026（令和8）年4月1日である。改正の主たる目的は、脱炭素化の促進目的を追加し、資源有効利用の促進とともに資源環境の強化を図ろうとする点にある。改正項目としては、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対する再生材利用計画の提出と定期報告の義務化、環境配慮設計の促進、廃棄物処理法の特例措置、CEコマースの促進である。

はじめに

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が2025年5月28日、第217回通常国会で可決成立した。施行期日は、一部規定を除き、2026（令和8）年4月1日である。

2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化が進められている。そして、上記2つの法改正は、脱炭素成長型の経済構造への円滑な移

行を推進するため、成長志向型のカーボンプライシングとサーキュラーエコノミーの実現に向けた制度の基盤を整備するものであり、2025年2月25日閣議決定され、第217回通常国会に提出された。

これら改正法は、2025（令和7）年2月公表のGX2040ビジョン（内閣官房GX実行推進室）においては、GXを加速させるためのエネルギーをはじめとする個別分野の取組の一つとして掲げられている。背景として、世界的な資源枯渇、調達リスクの増大がある。資源自給率の低い我が国においては、資源循環により資源の安定的な確保が重要となる（図1）。また、欧米を中心にサーキュラーエコノ

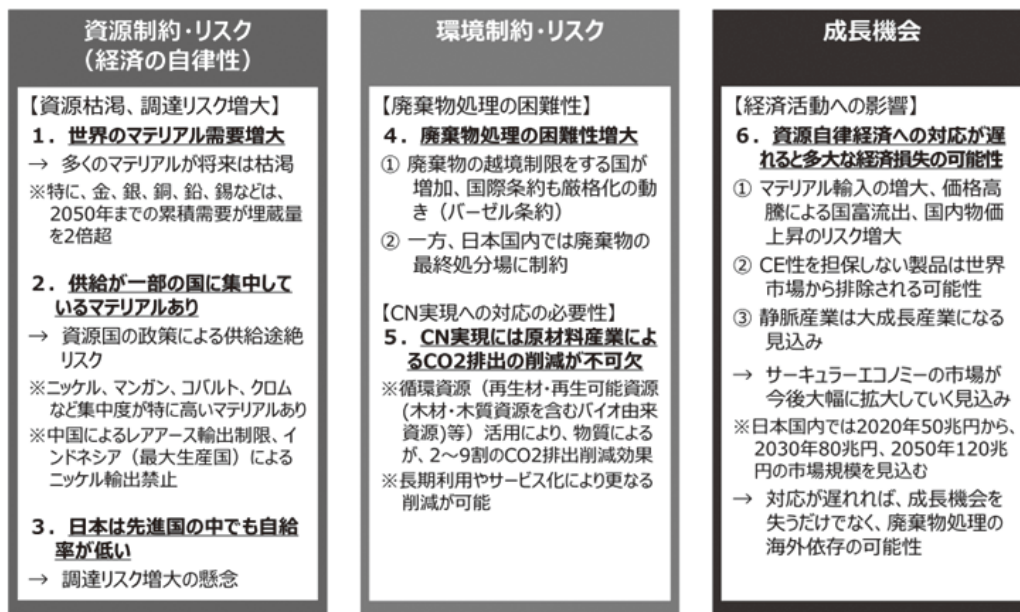


図1 成長志向型の資源自立経済の確立に向けた問題意識

(出典：資源循環経済政策の現状と課題について／令和5年9月 経済産業省 産業技術環境局)

ミーへの移行が加速している。このことは、日本の高度な資源循環技術により、資源循環のグローバル市場において、競争優位性を獲得し、持続的な経済成長を実現する大きな機会となるとされている^{*1}。

1. 資源有効利用促進法とは

1.1 廃棄物対策・リサイクル制度全体における資源有効利用促進法の位置づけ

資源有効利用促進法は、1991（平成3）年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）」を抜本的に改正して2000（平成12）年6月に成立し、翌年4月に施行された法律である。廃棄物対策・リサイクル制度全体の中においては、リデュース、リユース、リサイクルのいわゆる3R全般の取組を促進する法律として位置づけられている（図2）。

1.2 資源有効利用促進法の全体像

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存しているが、その資源が大量に使用され、使用済物品等や副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されている。ま

た、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている。そこで、現行資源有効利用促進法は、資源の有効利用の確保を図り、廃棄物発生抑制や環境保全に資することを目的として、使用済物品等及び副産物の発生を抑制すること及び、再資源及び再生物品の利用を促進することの取組を事業者に義務付けている。具体的な各製品等の内容や位置づけは図3のとおりである。

2. 改正法の概要

改正法は、資源有効利用促進法の目的として、「脱炭素化」を追加した。脱炭素化とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条の2に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の排出量の削減を行うことである（改正法第2条6項）。

そして、脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進することを旨とし、脱炭素化を図るための措置を講じるのが改正法であり、改正の要旨は以下のとおりである。

①指定脱炭素化再生資源利用促進製品について、その生産量又は販売量が政令で定める要件に該当する事業者に対し、脱炭素化再生資源の利用に関する計画の作成・提出と定期報告を義務付けること（改正法23条、24条）。

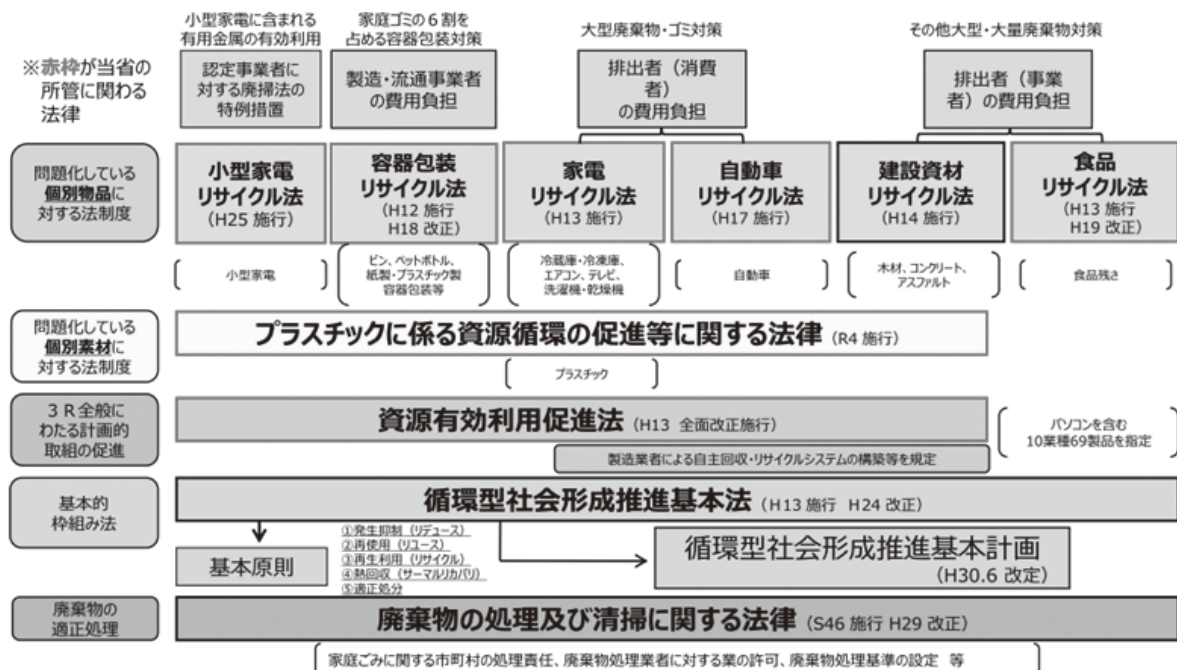
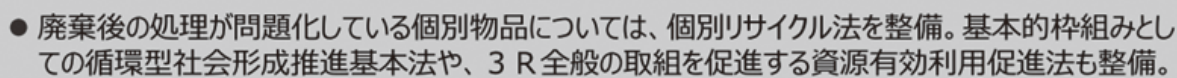


図2 (参考) 廃棄物対策・リサイクル制度の全体像

(出典：資源循環経済政策の現状と課題について／令和5年9月 経済産業省 産業技術環境局)

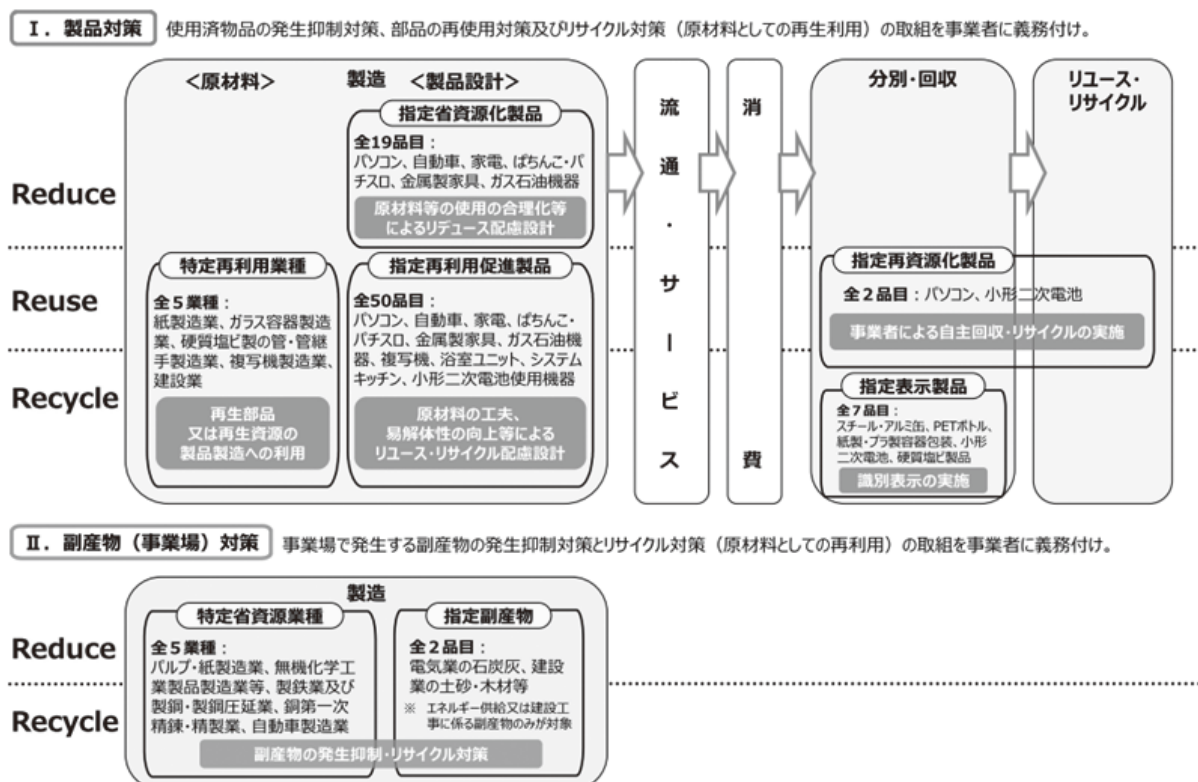


図3 資源有効利用促進法の概要

（出典：資源循環経済政策の現状と課題について／令和5年9月 経済産業省 産業技術環境局）

- ②主務大臣が対象指定製品（指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品、指定再利用促進製品）について、資源有効利用・脱炭素化促進設計の指針を定め、当該指針に沿った優れた環境配慮設計について、認定制度を創設し、認定製品であることの表示その他の特例措置を設けて、環境配慮設計を促進する（改正法29～50条）。
- ③自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法の特例を受けることができる（改正法57条）。
- ④シェアリング等のCE（サーキュラーエコノミー）コマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定し、CEコマースを促進する（改正法4条、18条、21条、26条）。

2.1 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の定めと事業者の計画作成と定期報告義務

(1) 概要

改正法は、脱炭素化の促進のために、再生資源の利用義務を課す製品として、「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」（原材料として脱炭素化再生資源の利用を促進することが、当該脱炭素化再生資源の有効な利用や当該製

品の脱炭素化を図るうえで特に必要な製品として、政令で定められた製品）（以下「脱炭素化再生資源」）を規定した。具体的にどのような製品が該当するかは政令で定められる（改正法2条11条）。

「脱炭素化再生資源」の製造等を行う事業者は、脱炭素化再生資源の利用促進が求められる。

そして、「脱炭素化再生資源」の生産量又は販売量が一定量である事業者は、「脱炭素化再生資源」の利用を促進するための計画を作成して、主務大臣に提出する義務、毎年度の報告義務を負う（改正法23条、24条）。

(2) 指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の義務

政令により、「脱炭素化再生資源」と指定された製品を製造、加工、修理、販売又は賃貸の事業を行う者（その事業の用に供するために脱炭素化再生資源の製造を発注する事業者を含む）（「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」）は、計画的に脱炭素化再生資源の利用促進に取り組むことが求められる。

そして、どのような判断基準に基づき脱炭素化再生資源の利用に取り組んでいくかについては、主務省令で定めて、明確化する（改正法21条1項）。

主務大臣は、当該判断基準となるべき事項を定めるにあたり、脱炭素化再生資源の利用の状況、技術水準、二酸化炭素排出量削減の状況等を勘案すべきものとされ、また、事情の変動に応じて適宜必要な改定がされる。主務

大臣は、当該判断基準の策定や改定には環境大臣と協議するものとされている（同条3項）。

指定脱炭素化再生資源利用促進事業者による、脱炭素化再生資源の利用状況が主務大臣の定める基準に適合していないなどの事情がある場合、主務大臣から指導や助言を受けることになる（改正法22条）。

(3) 計画作成・提出義務、定期報告義務、GX機構による助言の実施

脱炭素化再生資源の生産量又は販売量が一定規模以上（その要件は政令で定められる）である事業者については、主務大臣作成の基準に沿った計画を作成して提出することが義務付けられた（改正法23条1項）。

当該計画作成にあたっては、脱炭素成長型投資事業者（改正法4条3項）が製造した脱炭素化再生資源等を利用するように配慮することが求められている（同条2項）。当該計画の作成にあたっては、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下、「GX機構」）の助言を受けることもでき、その場合所定の手数料が必要となる（同条3、4項）。

そして、この計画を主務大臣に提出した指定脱炭素化再生資源利用促進事業者は、毎年度、当該計画の実施状況を主務大臣に報告する義務を負うものとし、モニタリングの仕組みが構築されている。

どのような事項を報告するのかは主務省令で定められる（改正法案24条）。現行法において、特定省資源事業者が、副産物の発生抑制等のために取り組むべき措置について計画を作成して提出する義務を負っているが（法12条）、毎年度の報告義務は課されていないことから、脱炭素化再生資源利用促進事業者については、GX推進のため、モニタリングの強化が図られている。なお、報告義務違反に対しては罰則（20万円以下の罰金）がある

（改正法72条、73条）。

計画作成提出義務を負う事業者については、その脱炭素化再生資源の利用状況が主務大臣の定めた判断基準に照らして著しく不十分であると認められるときには、勧告を受けることがある（改正法25条1項）。勧告に従わない場合には、その旨公表され（同条2項）、さらに公表後においても、正当な理由なく勧告による措置をとらなかった場合には、勧告に係る措置をとるよう命令を受ける（同条3項）。命令違反に対しても罰則（50万円以下の罰金）がある。指定脱炭素化再生資源利用促進事業者が負う義務の範囲とその制裁の関係は図4のとおりである。

2.2 環境配慮設計の促進

(1) 概要

現行法において、事業者は設計段階から3Rに配慮することが求められている。指定省資源化製品について、原材料等の使用の合理化等によりリデュースに配慮した設計が求められており、指定再資源利用促進製品について、原材料の工夫や易解体性の向上によるリユース、リサイクルに配慮した設計を行うことが求められ、そのための判断基準は省令で定められている（法18条、21条）。省令に適合しない事業者は主務大臣から指導、助言を受け、また、その生産量や販売量が一定量に該当する事業者は、勧告、公表、命令を受ける仕組みである（法19条・20条）。

改正法は、設計における脱炭素化促進の観点を加え、改正法により新たに指定される「脱炭素化再生資源」についても設計における配慮を求める。指定省資源化製品と指定再資源利用促進製品と合わせて、資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、従前の判断基準に加えて、特

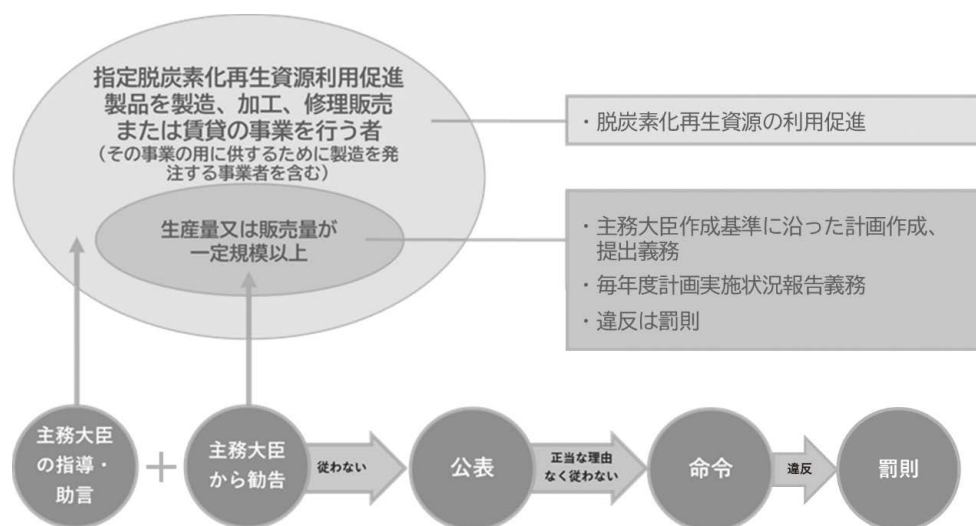


図4 指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の責務

に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につなげる設計）を行うための指針を策定する（改正法29条）。そして、当該指針に沿った設計に対して認定制度を創設する（同30条）。特に優れた環境配慮設計を認定するトップランナー制度として位置づけられている。設計認定を受けた製品は公表され（改正法30条6項）、かつ、事業者は認定を受けた製品については大臣認定を受けている旨の表示をすることができるので、販売促進が期待できる。また、産業廃棄物処理特定施設整備の促進法の特例措置として、GX機構により、リサイクル設備投資のための借入への債務保証や助成金の交付などの金融支援を受けることができる（改正法50条）。

(2) 資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（改正法29条から50条）

資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の対象となる製品は、「指定省資源化製品」、「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」、「指定再生利用促進製品」の3種（以下、「対象指定製品」）である（改正法29条1項）。

指針の対象となる事業者は、対象指定製品の製造事業者のうち、設計を行う者及び専ら対象指定製品の設計を業として行う者（対象指定製品製造事業者等）である。

指針では、以下の事項が定められる。

- ①原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進及び再生資源又は再生部品の利用の促進に関して総合的に取り組むべき事項
- ②二酸化炭素の排出量の削減に関して対象指定製品の設計を通じて取り組むべき事項
- ③自主回収及び再生資源化のために使用済物品等の収集、運搬及び処分の事業を行う者との連携に関して取り組むべき事項
- ④その他資源の有効な利用及び脱炭素化の促進について配慮すべき事項

指針が定められたとき及び変更されたときには、遅滞なく公表される（同条3項）。対象指定製品製造事業者等は指針に即して対象指定製品を設計すべき努力義務を負うが（同条4項）、設計認定は、対象指定製品製造事業者等が、自社の設計が指針に適合していることを申請し、技術的調査による審査を経てなされる（改正法30条）。

2.3 GXに必要な原材料等の再資源化の促進 （産業廃棄物処理法の特例）

現行法においては、指定再資源化製品（パソコン、密閉型蓄電池が指定されている）については、その製造業者等に対し、回収・再資源化のために必要な取組に関する判断基準が示されており（法2条、26条）、この判断基準に照

らして問題がある事業者は、主務大臣から指導や助言を受ける（法32条）。

また、指定再資源化事業者が行う回収・再資源化のために必要な取組について、主務大臣指定の判断基準に適合していることの認定を受ける制度もあり（法27条）、当該認定を受けると、廃棄物処理法上、一定の配慮がなされる仕組みとなっている（法31条）。

改正法は、現行法の認定制度を廃止し、現行法27条が、「使用済み指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の実施」と定めていた部分を、「使用済指定再資源化製品の収集、運搬及び処分の事業」（自主回収・再資源化事業）と明確化するとともに、この自主回収・再資源化事業を行おうとする場合、指定再資源化事業者が、自主回収・再資源化事業計画を作成させて、主務大臣の認定を受ける制度に改めた（改正法案54条1項）。

新たな認定制度は、指定再資源化事業者に従前の認定よりも高い回収目標を掲げさせるものであるため、認定の条件として、自主回収・再資源化事業の内容につき、指定再資源化事業者が再生資源等の利用促進のための判断基準（改正法53条1項）に照らして適切であることに加え、「使用済指定再資源化製品の再資源化の促進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること」（改正法54条3項1号）や自主回収・再資源化事業を適確かつ継続して行う能力・施設を有することが要件とされている（同条項2号）。

主務大臣の認定を受けられた場合には、廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）により、廃棄物処理法上の許可をえなくても、使用済指定再資源化製品が「廃棄物」に該当する場合でも、その収集・運搬・処分の事業を行うことができるという産業廃棄物処理法上の特例措置を創設し（改正法57条）、回収・再資源化のインセンティブを付与し、再生資源供給産業を育成し、再生資源の供給強化を図るものである。

2.4 CEコマースの促進

(1) 賃貸事業者の追加

現行法は、本法の適用を受ける事業者は、工場若しくは事業場において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者又は建設工事の発注者であり、事業者は、原材料等の使用の合理化を行い、再生資源及び再生部品を利用する努力義務を負う（法4条）。

また、各業種や製品について、本法の適用を受ける事業者を個別に規定している（図3）。改正法は、CEコマースの促進のため、新たな事業者の類型として、賃貸事業者を追加した。改正法により、現行法の事業者類型は表1のよ

うに拡大されている。

(2) CE コマース市場の発展

改正法によって、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の賃貸の事業を行う者も新たに法の適用を受けることになる。具体的には、各種シェアリング等のCE コマース事業者についても、使用済物品等の発生抑制、再生資源や再生部品の利用促進、脱炭素化再生資源利用促進のための政令が定める判断基準に沿った取組を求めることにより、CE コマース市場の健全な発展が企図されている。

まとめ

改正法により、新たに本法の適用の対象となる「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」の製造事業者等は、後に政令で定められる、自社の取組の判断基準を的確に把握することが必要となる。また、その生産量や販売量が政令で定める要件に該当する場合には、計画の作成・提出と定期報告義務が課せられたので、その対応が必要となる。

また、改正法によって新たに本法の適用を受けることになる賃貸事業者であるCE コマース事業者は、本法や今後定められる政令等を的確に把握し、施行に備えることが必要となる。

改正法は、循環資源の需要創出、特に優れた環境配慮設計を認定制度やCE コマース（シェアリング等の効率的な物品の利用を促進するビジネス）の促進を図るものである。日本政府は、2030年までに、循環経済関連ビジネス市場規模を現在の約50兆円から80兆円以上とする目標を掲げ

ている。また、世界全体のサーキュラーエコノミー関連市場は、2030年までに4、5兆ドル、2050年に25兆ドルまで拡大するとの予測があるとのことである。本改正は、事業者にとって、サーキュラーエコノミーによる事業拡大のチャンスの1つである。

*1 令和7年2月内閣官房GX推進室「GX2040ビジョンの概要」
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-3.pdf>

【参考資料】

- 1) 成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ（令和7年2月 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会）
- 2) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案概要、同要綱

表1 賃貸事業者の追加

	具体例	現行法	改正法
事業者類型の拡大		工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（4条1項）	工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。）において事業を行う者及び物品の販売若しくは賃貸の事業を行う者（4条1項）
指定省資源化事業者類型の拡大	全19品目：パソコン、自動車、家電、ぱちんこ・パチスロ、金属製家具、ガス石油機器等	指定省資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者（18条）	指定省資源化製品の製造、加工、修理、販売又は賃貸の事業を行う者（18条）
指定脱炭素化再生資源利用促進事業者	政令で指定	—	指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造、加工、修理、販売又は賃貸の事業を行う者（21条）
指定再利用促進事業者類型の拡大	全50品目：パソコン、自動車、家電、ぱちんこ・パチスロ、金属製家具、ガス石油機器、複写機、浴室ユニット、システムキッチン、小型二次電池使用機器等	指定再利用促進製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者（21条）	指定再利用促進製品の製造、加工、修理、販売又は賃貸の事業を行う者（26条）